

	ニューヨーク証券取引所 コーポレート・ガバナンス原則(抜粋)	英国コーポレート・ガバナンス委員会統合規範 最善慣行規範(抜粋)
取締役(会)関係	<p>・取締役会の過半数を独立取締役で構成しなければならない。</p>	<p>・全ての上場会社は、会社を指導し統制すべき実効性のある取締役会がこれを主導するものとする。(規範条項割愛)</p>
	<p>・独立取締役の定義を厳格化。</p>	<p>・全ての公開会社の経営首脳には、取締役会の運営と会社の事業運営に係る業務執行責任者としての職務という二つの重要な職務がある。会社の経営首脳部においては、特定の個人が無制約の決定権を持たないようにするため権力と権限のバランスを確保する明確な職務分担がなければならない。</p> <p>規範条項 ⇒ 取締役会会長の地位と最高業務執行取締役の地位を同一人物に兼任させる旨の決定については、その正当性をはっきり示さなければならない。この両者の地位を異なる者が保有する場合とこれを同一人物が兼任する場合とを問わず、取締役会には懸案事項を報告することのできる取締役会長以外の一目置かれた上席取締役を擁することで強力に独立性を有する非業務執行取締役が主要メンバーとして存在すべきである。取締役会会長および上席独立取締役は、年次報告書においてこれを特定しなければならない。</p>
	<p>・経営に携わらない取締役は、定例的に経営陣を含まない形で会合をもたなければならない。</p>	<p>・取締役会は、特定の個人または小集団が取締役会の意思決定を支配し得ないように、業務執行取締役および非業務執行取締役(独立非業務執行取締役を含む)によりバランスよく構成されるものとする。</p> <p>規範条項 ⇒ 取締役会は、当該取締役の見解が取締役会における意思決定に対し、相当の影響力を及ぼすことができるほど十分な資質を備えた相応の員数の非業務執行取締役を含む物とする。非業務執行取締役の員数は、取締役会メンバーの少なくとも3分の1を占めるものとする。</p> <p>規範条項 ⇒ 非業務執行取締役の過半数は、経営者から独立していることを要するとともに、独立した判断を下すことに重大な支障を与えかねない一切の事業その他の関係を有してはならない。取締役会によりこのような意味で独立性を有していると判断される非業務執行取締役は、年次報告書の中で特定されなければならない。</p>

	<p>ニューヨーク証券取引所 コーポレートガバナンス原則(抜粋)</p>	<p>英国コーポレートガバナンス委員会統合規範 最善慣行規範(抜粋)</p>
<p>委員会関係</p>	<p>・指名委員会、コーポレートガバナンス委員会、報酬委員会は全て独立取締役で構成されなければならない。</p>	<p>・新任取締役の取締役への任命に関しては、正式かつ透明なプロセスがなければならない。</p> <p>規範条項 ⇒ 取締役会が小規模でない限り、新たな取締役を取締役に任命する全ての場合につき、取締役会に勧告を行うための指名委員会が設置されるものとする。この委員会の構成員の過半数は、非業務執行取締役がこれを占めることを要し、同委員会の委員長は取締役会会長または非業務執行取締役のいずれかでなければならない。</p> <p>・会社は、業務執行取締役の報酬に関する方針を策定し、各取締役の報酬に関する方針を策定し、各取締役の報酬パッケージを決定するための正式かつ透明な手続きを確立しなければならない。いかなる取締役も、自己の報酬決定に関与してはならない。</p> <p>規範条項 ⇒ 取締役会は、潜在的な利益相反を回避するため、独立非業務執行取締役からなる報酬委員会を設置しなければならない。(略)報酬委員会は、経営者から独立し、かつ独立性のある判断を行うにあたり重大な影響を及ぼしかねない一切の事業上その他の関係を有していない非業務執行取締役のみで構成されるものとする。</p>
	<p>・監査委員会は最低3人で構成されなければならない</p> <p>・上場企業は内部監査機能を持たなければならない。</p>	<p>・取締役会は、当該会社が財務報告および内部統制に関する諸原則をどのように適用すべきか、その方法を検討し、当該会社の会計監査人との適切な関係を維持するための公式かつ透明な仕組みを確立すべきである。</p> <p>規範条項 ⇒ 取締役会は、監査委員会を設置するものとする。監査委員会には、少なくとも3名以上の取締役を構成員とするとともに、それが全て非業務執行取締役から構成されるものとし、かつその権限と義務を明記する書面による付託事項を有するものとする。同委員会の委員は、その過半数が独立非業務執行取締役であることを要するとともに、その氏名が年次報告書及び計算書類の中に記載されるものとする。</p>
<p>その他</p>	<p>・上場企業はコーポレートガバナンスガイドラインを採用、開示しなければならない。</p> <p>・上場企業は、業務規定、倫理規定を採用、開示しなければならない。また、取締役、執行役員の免責規定を迅速に開示しなければならない。</p> <p>・海外の上場企業は、NYSE上場規則に従う米国企業と異なるコーポレートガバナンスの慣行について開示しなければならない。</p> <p>・上場企業のCEOは、毎年当該企業が上場規則に違反していないことを保証しなければならない。</p> <p>・NYSEは上場規則に違反した企業に対し、譴責レターを発行する。</p>	

ニューヨーク証券取引所 コーポレート・ガバナンス原則(抜粋)	英国コーポレート・ガバナンス委員会統合規範 最善慣行規範(抜粋)
<p>・取締役会の過半数を独立取締役で構成しなければならない。</p> <p>・独立取締役の定義を厳格化。</p> <p>・経営に携わらない取締役は、定例的に経営陣を含まない形で会合をもたなければならない。</p>	<p>(主要原則)</p> <p>・全ての会社は、有効に機能する取締役会がこれを主導するものとし、取締役会は全体として会社の繁栄について責任を負う。</p> <p>(主要原則)</p> <p>・会社の経営首脳(the head of the company)の職務については、取締役会の運営と、会社の事業運営に係る業務執行者としての責任を明確に分離するものとする。いかなる個人も、無制約の決定権を有しないものとする。</p> <p>(補助原則)</p> <p>・会長は、取締役会の主催者としての責任を負い、取締役会がその役割をあらゆる側面において有効に機能するよう確保するとともに、取締役会の議題を設定する。会長は、取締役が正確でかつ明確な情報の提供を受けられるように確保するものとする。会長は、株主との実効性のある意思疎通を確保するものとする。会長は、特に非業務執行取締役による実効性のある貢献を促進し、業務執行取締役と非業務執行取締役との間の建設的な関係を確保するものとする。</p> <p>規範条項 ⇒ 会長および最高業務執行取締役の役割は、同一の者がこれを担わないものとする。会長と最高業務執行取締役間の職務の分離は、明確に確立され、書面をもって規定され、かつ取締役会の承認を得るものとする。 会長は選任に際し、別掲(A・3・1)に定める独立性基準を満たすものとする。最高業務執行取締役は、続けて同一の会社の会長に就任しないものとする。取締役会が例外的に、最高業務執行取締役が会長を兼ねるものとする旨を決定する場合には、取締役会はあらかじめ主要株主と協議するものとし、選任の時点および次期の年次報告書においてその決定理由を株主に対して説明するものとする。</p>
取締役(会)関係	<p>(主要原則)</p> <p>・取締役会は、特定の個人または一部者が取締役会の意思決定を支配し得ないようにするため、業務執行取締役および非業務執行取締役(とりわけ独立非業務執行取締役)によりバランスよく構成されるものとする。</p> <p>(補助原則)</p> <p>・取締役会は、非効率化するほど大規模化しないものとする。取締役会は、構成員の有する技倆と経験のバランスがその事業の必要に照らして適切であり、かつ取締役会の構成の変更が著しい混乱なく行えるほどの規模とするものとする。</p> <p>規範条項 ⇒ (A・3・1)取締役会は、年次報告書において、取締役会において独立性を有していると考えられる全ての非業務執行取締役の氏名を明らかにするものとする。取締役会は、当該取締役が性格および判断において独立性を有しているか否か、当該取締役の判断に影響を与える可能性がある、または影響を与えると思われる関係または事情がないかどうかを判断するものとする。取締役会は、以下の場合を含め、そのような取締役会の判断に関連すると思われる関係または事情が存在している場合にもかかわらず、当該取締役が独立性を有していると判断するときには、その理由を説明するものとする。</p>

<p>ニューヨーク証券取引所 コーポレート・ガバナンス原則(抜粋)</p>	<p>英国コーポレート・ガバナンス委員会統合規範 最善慣行規範(抜粋)</p>
	<p>・当該取締役が過去5年以内に当該会社またはその会社の属するグループ企業の従業員であった場合、</p> <p>・当該取締役が、当該会社との間において直接、重要な取引上の関係を現に有し、もしくは過去3年内にそのような関係を有していたか、または、当該会社との間において重要な取引上の関係を有する組織のパートナー、株主、取締役または上級従業員としてそのような関係を現に有し、もしくは過去3年内に有していた場合、</p> <p>・当該取締役が取締役としての報酬以外に会社から別途報酬を受けていたか、もしくは現にこれを受けている場合、当該会社のストックオプションまたは業績連動報酬制度に参加している場合、または当該会社の年金制度の受給者である場合、</p> <p>・当該取締役が、当該会社の顧問、取締役または上級従業員のいずれかの者との間において近親関係(close family ties)を有する場合、</p> <p>・当該取締役について取締役相互派遣関係(cross-directorship)がある場合、または他の会社または組織への関与を通して他の取締役との間において重要な結びつきがある場合、</p> <p>・当該取締役が主要株主を代表する場合、または、</p> <p>・当該取締役の在任期間が最初の選任時から9年を超える場合。</p> <p>・小規模会社を除き、取締役会の構成員のうち一人を筆頭独立取締役に任命するものとする。株主の抱える懸念(concerns)が会長、最高業務執行取締役または財務担当取締役を通じた通常の連絡方法(normal channel)では解決できなかったか、またはその問題にとってはそのような連絡方法が不適切である場合は、株主は筆頭独立取締役を利用できるものとする。</p>
<p>・指名委員会、コーポレートガバナンス委員会、報酬委員会は全て独立取締役で構成されなければならない。</p>	<p>・新任取締役の取締役への任用に関しては、正式で、厳格かつ透明な手続きを置くものとする。</p> <p>規範条項 ⇒ 取締役会への任用手続きを主導し、取締役会に対して勧告を行う指名委員会を置くものとする。指名委員会委員の過半数は、独立非業務執行取締役であるものとする。会長または独立非業務執行取締役が指名委員会の委員長を務めるものとする。ただし、指名委員会が会長の後任者の任用について審議する場合には、会長は指名委員会の委員長とならないものとする。指名委員会は、その役割および取締役会から委譲された権限を説明した付託事項(terms of reference)を利用可能な状態に置くものとする。 (中略)</p> <p>・取締役会は、常勤の業務執行取締役がFTSE100に属する会社において2社以上の非業務執行取締役を兼任すること、およびFTSE100に属する会社の会長に就任することを承認しないものとする。 (以下略)</p> <p>(主要原則)</p> <p>・業務執行取締役の報酬に関する方針を策定し、各取締役の報酬パッケージを決定するための正式かつ透明な手続きを置くものとする。いかなる取締役も、自己の報酬決定に関与しないものとする。 (補助原則略)</p> <p>規範条項 ⇒ 取締役会は、3名以上の委員、または小規模会社の場合には2名以上からなる報酬委員会を設置するものとし、その委員は全員が独立非業務執行取締役であるものとする。(中略)報酬委員会は、授権に基づき、年金受給権と一切の補償支給額とを含む業務執行取締役全員および会長の報酬を定める責任を有するものとする。本条項の適用に関する「上級経営者」の定義は取締役会がこれを決するものとするが、通常、取締役会の下部の経営陣のうち第一順位の者を含むものとする。</p>

委員会関係

	<p>ニューヨーク証券取引所 コーポレート・ガバナンス原則(抜粋)</p>	<p>英国コーポレート・ガバナンス委員会統合規範 最善慣行規範(抜粋)</p>
	<ul style="list-style-type: none"> ・監査委員会は最低3人で構成されなければならない ・上場企業は内部監査機能を持たなければならない。 	<p>(主要原則)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取締役会は、取締役会が財務報告および内部統制に関する諸原則をどのように適用するものとするかについて検討すること、および当該会社の会計監査人との適切な関係を維持するための公式かつ透明な仕組みを確立するものとする。 <p>規範条項 ⇒ 取締役会は、3名以上の委員、または小規模会社の場合は2名以上の委員からなる監査委員会を設置するものとし、その委員は全員が独立非業務執行取締役であるものとする。取締役会は、監査委員会の委員のうち1名以上の者が最近のかつ適切な財務経験を有するものであること確信するものとする。 (以下略)</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・上場企業はコーポレートガバナンスガイドラインを採用、開示しなければならない。 ・上場企業は、業務規定、倫理規定を採用、開示しなければならない。また、取締役、執行役員の免責規定を迅速に開示しなければならない。 ・海外の上場企業は、NYSE上場規則に従う米国企業と異なるコーポレートガバナンスの慣行について開示しなければならない。 ・上場企業のCEOは、毎年当該企業が上場規則に違反していないことを保証しなければならない。 ・NYSEは上場規則に違反した企業に対し、譴責レターを発行する。 	

	ドイツ コーポレート・ガバナンス規範 KODEX(抜粋)	フランス コーポレート・ガバナンス委員会勧告 第二次ヴェノ報告書(抜粋)
取締役(会)関係	<p>・執行役会 執行役会は独立して企業を経営する責任がある。そして執行役は企業のために行動し、企業の継続価値を増大させる義務を負う。</p>	<p>・委員会は現在の任期に影響を与えないで、付属定款が定めた取締役の任期について、株主が十分な頻度をもって選任できるよう最大4年とすべきである。</p>
	<p>・執行役会は数名で構成され、議長を置くものとする。付託事項は、職務分担および執行役会における協力を定めるものとする。</p>	<p>・選任の時期は、一度に全体が更新されないよう、ずらされるべきである。</p>
	<p>・監査役会 監査役会の任務は企業経営に携わる執行役会を監督し、定期的に助言を与えることである。監査役会は企業の基本的な重要性を有する意思決定に関与しなくてはならない。 監査役会は執行役会構成員を任命および罷免する。監査役会には、執行役会とともに長期の後継者計画を保証する。監査役会は執行役会構成員の任命を検討し、かつ報酬を含めた任用契約を決定する委員会を設置できる。 当初の任期は最大5年とされるが、これはそのまま適用される原則ではない。任期満了前1年間において、任期満了と同時に再任されることは、特別の状況のもとにおいてのみ認められるものとする。執行役会構成員の年齢制限は定められることとする。</p>	<p>・期差を明確にするために、年次報告書は各取締役の任期について就任および任期を明確にすべきである。</p>
	<p>・監査役会構成員の指名に際しては、つねに監査役会の構成が全体としてその任務を遂行するために求められる知識、能力および経験を有し、そして十分に独立していることに留意すべきである。さらに、企業の国際活動、利益相反の可能性、さらに監査役会構成員の年齢制限を考慮に入れるべきである。</p>	
	<p>・監査役会の独立した助言と執行役会の監督を保証するために、2名以上の元執行役会構成員が監査役会構成員に就かないものとし、かつ監査役会構成員はその企業の重要な競合会社の監査役、執行役あるいは類した役職、またはアドバイザーに就かないものとする。</p>	
<p>・監査役会の全ての構成員は、自身がその任務を果たすための十分な時間を確保しなければならない。上場会社の執行役会構成員は5社以上のグループ外上場会社の監査役に就かないものとする。</p>		

・委員会の設置

企業の特徴とその構成員数によっては、監査役会は十分な専門的知識を有する委員会を設置すべきである。委員会は監査役会の任務と複雑な問題を処理する際の効率性を発揮する。それぞれの委員会委員長は委員会の任務について定期的に監査役会に報告する。

・監査役会は、特に、会計、リスク管理、会計監査人に求められる独立性、関係監査人への監査委託、会計監査事項の決定および料金の合意のため監査委員会を設立するものとする。監査委員会委員長は、会社の執行役会元構成員であるべきではない。

・監査役会はその他の事項について、1つあるいは複数の委員会に移植することができる。これらの項目には企業戦略、執行役会構成員の報酬、投資と資金調達が含まれる。

・委員会は上場会社で経営者任務に携わる取締役が他社の取締役を兼務することについては、グループ関連会社を除いてフランスおよび海外の会社において5社以上としないことを95年報告書で勧告している。

・委員会は、95年の報告に含まれる独立した取締役の定義について次のような簡素化を検討する。「取締役は、本人が判断を行う障害となる会社あるいはそのグループとのいかなる関係も有しない場合に独立している。」

・独立した取締役は取締役会の少なくとも3分の1以上を占めるべきである。独立取締役は同じく監査委員会と地位委員会の少なくとも3分の1を占めるべきである。報酬、オプション委員会は、そのメンバーの間で大多数の独立した取締役を持つべきである。

・独立した取締役は、年次報告書で特定されるべきである。

・取締役会付き委員会

指名委員会(あるいは特別委員会)は、上級経営陣の後継者に関する計画を作成すべきである。

取締役会会長は、その委員会の構成員であるべきであるが、委員長となるべきではない。

	中国	インド	インドネシア	マレーシア	シンガポール	韓国	タイ
行為規範	中国上場会社向けコーポレート・ガバナンス規則	コーポレート・ガバナンスに係るクマール・マンガラム(Kumar Manglam)委員会報告の提言、任意の行為規範	合意、定款、または行為規範	行為規範は個別の会社により発行	会社の規約、定款	—	証券取引所ガイドライン、会社の発行する行為規範
取締役(会)関係 ①	取締役会メンバーの任期の上限は3年(再選は可能)	取締役会メンバーの任期の上限なし	取締役会メンバーの任期の上限なし	取締役会メンバーの任期の上限は3年	取締役会メンバーの任期の上限なし	取締役会メンバーの任期の上限は3年(再選に制限なし)	取締役会メンバーの任期の上限は3年(累積投票については1年)
	取締役会メンバーの期差的な任期の規制は特段の定めをしない。	取締役会メンバーの期差的な任期は認めない。	不明	取締役会メンバーの期差的な任期は認めるが、3年毎とする。	取締役会メンバーの期差的な任期は認められている。	取締役会メンバーの期差的な任期は認められている。	取締役会メンバーの期差的な任期は認めるが、累積投票の場合を除く。
	取締役一個人が兼務できる数の上限はない。ただし、独立取締役については、同一の取締役会における任期上限を6年とする。	取締役一個人が兼務できる数の上限を15社とする。	取締役一個人が兼務できる数の上限はない。	取締役一個人が兼務できる数の上限は、上場会社の場合で10社とし、これ以外は15社とする。	取締役一個人が兼務できる数の上限はない。	取締役一個人が兼務できる数の上限については、特に独立取締役につき、2社とする。	取締役一個人が兼務できる数の上限はない。ただし、銀行における取締役については、上限を5社とする。
	取締役会長と最高経営責任者(CEO)との分離については、特に義務付けられていない。	取締役会長と最高経営責任者(CEO)との分離については、特に義務付けられていない。	取締役会長と最高経営責任者(CEO)との分離については、特に義務付けられていない。	取締役会長と最高経営責任者(CEO)との分離については、特に義務付けられていないが、コーポレートガバナンス規範により奨励	取締役会長と最高経営責任者(CEO)との分離については、特に義務付けられていないが、ベストプラクティスとして奨励	取締役会長と最高経営責任者(CEO)との分離については、特に義務付けられていない。	取締役会長と最高経営責任者(CEO)との分離については、特に義務付けられていない。
	取締役の年齢制限については、特段の定めはない	取締役の年齢制限については、執行取締役について25歳から70歳までとする制限有り	取締役の年齢制限については、特段の定めはない	取締役の年齢制限については、デフォルトルールとして下限を21歳、上限を70歳としている。	取締役の年齢制限については、下限を21歳としているが、上限については特にない。	取締役の年齢制限については、特段の定めはない	取締役の年齢制限については、特段の定めはない

	中国	インド	インドネシア	マレーシア	シンガポール	韓国	タイ
取締役（会）関係 ②	中国証券監督委員会ガイドラインにより、取締役会への独立取締役の選任が義務付けられている。	取締役会への独立取締役の選任は義務付けされており、非執行会長の場合は3分の1、執行会長の場合には2分の1以上の選任を求めている。	ジャカルタ証券取引所上場規則により、取締役会への独立取締役の選任は義務付けられている。	取締役会への独立取締役の選任は2人以上、または取締役会の3分の1以上となっている。	特段、取締役会への独立取締役の選任は義務付けられていないが、取締役会の3分の1以上の選任を奨励している。	取締役会への独立取締役の選任は義務付けられており、上場会社については、取締役会の25%以上、これ以外の会社のケースでは最低3名以上の選任となっている。なお、銀行または資産が2兆ウォン超の会社については、取締役会の過半数を選任する必要がある。	取締役会への独立取締役の選任は義務付けられている。
	独立取締役に係る定義上、経営陣との血縁、姻戚関係がある者、多数株主の関係者、関連会社の職員、当該会社と相当規模の取引関係にある会社の代表者等は、独立性がないとしている。	独立取締役に係る定義上、関連会社の職員、当該会社と相当規模の取引関係にある会社の代表者等については独立性がないとしている。ただし、経営陣との血縁、姻戚関係がある者、多数株主の関係者については、独立の定義から排除されていない。	独立取締役に係る定義上、関連会社の職員、当該会社と相当規模の取引関係にある会社の代表者等については、独立性がないとしているが、経営陣との血縁、姻戚関係がある者、多数株主の関係者については、当該取締役が会社と利害関係が無い場合に限って独立性を認めている。	独立取締役に係る定義上、経営陣との血縁、姻戚関係がある者、多数株主の関係者、関連会社の職員、当該会社と相当規模の取引関係にある会社の代表者等については、独立性がないとしている。	独立取締役に係る定義上、経営陣との血縁、姻戚関係がある者、多数株主の関係者、関連会社の職員、当該会社と相当規模の取引関係にある会社の代表者等については、独立性がないとしている。	独立取締役に係る定義上、経営陣との血縁、姻戚関係がある者、多数株主の関係者、関連会社の職員、当該会社と相当規模の取引関係にある会社の代表者等については、独立性がないとしている。	独立取締役に係る定義上、経営陣との血縁、姻戚関係がある者、多数株主の関係者、関連会社の職員、当該会社と相当規模の取引関係にある会社の代表者等については、独立性がないとしている。

	中国	インド	インドネシア	マレーシア	シンガポール	韓国	タイ
委員会関係	取締役会に委員会を設置する義務はない。	取締役会に監査委員会、報酬委員会を設置する義務はあるが、指名委員会の設置義務はない。また、その他の委員会として、株主および投資苦情処理委員会を設ける必要有り	ジャカルタ証券取引所上場要件により、監査委員会を設置しなければならない。報酬委員会および指名委員会については、特段設置する義務はないが、コーポレートガバナンス国家委員会により奨励されている。	取締役会に監査委員会を設置する義務はあるが、報酬委員会および指名委員会については、特に設置義務はない。ただし、コーポレートガバナンス規範より奨励されている。なお、'03年6月30日より、銀行についてはリスク管理委員会、報酬委員会、指名委員会の設置が義務化されている。	取締役会に監査委員会を設置する義務はあるが、報酬委員会および指名委員会については、特に設置義務はない。ただし、ベストプラクティクスとして奨励されている。	資産額が2兆ウォンを超える場合につき、取締役会に監査委員会および指名委員会を設置する義務がある。一方、報酬委員会については、設置義務はない。	監査委員会は設置しなければならないが、報酬委員会および指名委員会については、特段設置する義務はない。ただし、奨励はされている。
参 考		取締役会への出席状況の開示を義務付け			取締役会への出席状況の開示を義務付けるものではないが、ベストプラクティクスとして奨励している。		取締役会への出席状況の開示を義務付けるものではないが、証券監督委員会ガイドラインに盛り込まれている。
	総会招集通知の発送は、総会日30日前となっている。	総会招集通知の発送は、年次総会、特別総会ともに総会日の21日前となっている。	総会日の開催発表は総会日の28日前であるが、実際の招集通知は14日前	総会招集通知の発送は、年次総会で総会日の21日前、特別総会で総会日の14日前(21日前)となっている。	総会招集通知の発送は、総会日14日前or 21日前となっている。	総会招集通知の発送は、総会日14日前となっている。	総会招集通知の発送は、総会日7日前となっている。ただし、一定の特別総会については総会日の14日前となっている。
	招集通知に盛り込まれる情報は、議事項目の他、会社の関連資料や決算関係、取締役・監査役に係る詳細を掲載。	招集通知に盛り込まれる情報は、議事事項、報告書および決算、決議案、委任状フォーム、特別事項の説明書等。	招集通知に盛り込まれる情報は、議事事項、特別総会の要請等。	招集通知に盛り込まれる情報は、議事事項、重要事実、決議案の効果についての説明書等。	招集通知に盛り込まれる情報は、議事事項、決議案・その他に事項についての詳細等。	招集通知に盛り込まれる情報は、議事事項、取締役・取締役候補者・監査人についての詳細等。	招集通知に盛り込まれる情報は、議事事項、背景説明、取締役の意見等。